# 花いっぱい推進事業(木材利用型)実施要領

#### 第1 趣旨

花とみどりのまちづくりは、広くその地域に根ざし、実施されることが望ましい姿であることに鑑み、住民参加の花いっぱい推進運動の啓発及び活性化を図るため、市町村、学校(みどりの少年団結成校を除く)および団体(以下「市町村等」という)による、公共的用地等での花づくり活動の取組を支援する花いっぱい推進事業を実施する。併せて、県産材のPRと持続可能な森林資源の利用につながることから、木材を利用する取組へも支援する。

本事業の実施にあたっては、緑の募金実施要綱(以下「要綱」という)及びこの要領の定める ところによる。

#### 第2 定義

1 この要領で「団体」とは、自治会、婦人団体、青年団体、老人会、PTA、法人及び任意団体をいう。

但し、市町村は、原則として地域住民の参加を得て実施するものとする。

- 2 この要領で「公共的用地」とは、駅前広場等、地域住民に公開され、住民生活に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た土地をいう。
- 3 この要領で「団地」とは、花壇を造成する区域をいう。
- 4 この要領で「延長」とは、街路等で帯状に植栽する場合をいい、道路の両側に植栽する場合は総延長とする。

但し、当然道路管理者が実施しなければならない植栽等は原則として除外する。

- 5 この要領で「事業費」とは、第3で定める経費であって、しかも交付の対象となる経費をい う。
- 6 植栽種及び本数については特に制限しない。 団地の部分植栽及び補植は認めない。
- 7 木材利用とは、植栽と一体的に行うものとし、その対象となる木製品の材料は、国産の木材とする。

# 第3 事業区分、事業費及び交付額

本事業は5年間継続して行うものとし、各年度の事業費の交付額は次のとおりとする。

- (1) 事業区分: 花壇の面積が概ね5㎡又は延長が概ね10m以上
- (2) 交付対象及び事業費:苗(花木は除く)・肥料・標柱等の資材(プランターカバーや木製ベンチなど簡易な木材利用で植栽と一体的に行うものを含む)の経費。但し、木材利用経費は対象事業総経費の2分の1未満とする。
- (3) 交付金額: 初年度:10万円以内、

2年目~5年目:各年5万円以内

# 第4 交付金の交付申請

要綱第6条に基づき、交付を受けようとする市町村等は、緑の募金認定申請書(様式-1) 1部に次の関係書類を各1部添えて、理事長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式-2)
- (2) 事業地の位置図 (様式-3)
- (3)配植·設置位置図(様式-4)
- (4) 事業計画地の写真(全景及び植栽・木製品設置の部分写真)

# 第5 交付金の交付決定

要綱第7条に基づき適当と認めるときは、理事長は緑の募金事業認定(交付決定通知書(様式-5)により、当該市町村等に通知するものとする。

# 第6 事業計画変更の承認

交付決定を受けた市町村等は、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更申請 書(様式-6)1部を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、事業内容等が適正であり、交付対象事業費の減額が30%を越えない軽微な変更は除く。

#### 第7 指示及び検査

理事長は、交付決定を受けた市町村等に対して必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行う ことが出来る。

#### 第8 交付金の交付請求

要綱第8条に基づき、交付決定を受理した市町村等は、緑の募金事業交付金交付請求書(様式-7)1部を理事長に提出するものとする。

#### 第9 実績報告

要綱第11条に基づき、当該事業を完了した市町村等は、速やかに緑の募金事業実施報告書 (様式-8)1部に関係写真(資材の確認、標柱(表示板)設置の写真並びに作業前、作業 中、作業完了写真)及び領収書の写しを添えて、理事長に提出するものとする。

# 第10補植及び手入れ等

交付金を受けた市町村等は、次の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 植栽苗が枯損したときは、必要な補植を行うこと。
- (2) 植栽後手入れ等の管理は、責任を持って行うこと。

# 第11 事業期間

事業期間は、助成金交付決定の日から、その年度の3月31日までとする。ただし、事前着手届(様式-9)の提出があった場合は、この限りではない。また、以後の実施は各年度毎に行うものとする。

# 附則

- 1 この要領は平成29年4月1日から適用する。
- 2 一部改正 平成30年4月1日
- 3 一部改正 平成31年4月1日
- 4 一部改正 令和 3年4月1日
- 5 一部改正 令和 4年4月1日
- 6 一部改正 令和 6年4月1日